

議案第19号

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

令和8年3月25日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡哲也

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程(昭和32年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(職員)	(職員)		
第4条 必要な課に 副主幹、専門幹、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、担当係長、主任及び教育主任を置く。	第4条 必要な課に副参事、副主幹、専門幹、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、担当係長、主任及び教育主任を置く。		
2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項から第10項まで及び第12項から第14項までに規定する職務に従事する。	2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項から第11項まで及び第13項から第15項までに規定する職務に従事する。		

(愛媛県立図書館処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立図書館処務規程(昭和33年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(職務)	(職務)		

第1条 省略	第1条 省略
2 省略	2 省略
3 省略	3 副参事は、組織規則第10条第4項に規定する職務に従事する。
4 省略	4 省略
5 副主幹、専門幹、教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第5項、第6項、第10項及び第11項、第9条第7項並びに第10条第13項から第15項までに規定する職務に従事する。	5 副主幹、専門幹、教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第5項、第6項、第10項及び第11項、第9条第7項並びに第10条第13項から第15項までに規定する職務に従事する。
6 省略	6 省略
7 省略	7 省略
7 省略	8 省略

(愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県総合教育センター処務規程（昭和41年愛媛県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(職務)			(職務)		
第2条 省略			第2条 省略		
2 省略			2 省略		
3 参事は、 <u> </u> は、 <u> </u> 愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。）第10条第3項 <u> </u> に規定する職務に従事する。			3 参事及び副参事は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。）第10条第3項及び第4項に規定する職務に従事する。		
4～6 省略			4～6 省略		
7 専門幹は、組織規則第10条第5項に規定する職務に従事する。			7 専門幹は、組織規則第10条第6項に規定する職務に従事する。		
8 指導主事は、組織規則第10条第7項に規定する職務に従事する。			8 指導主事は、組織規則第10条第8項に規定する職務に従事する。		
9 専門員は、組織規則第10条第10項に規定する職務に従事する。			9 専門員は、組織規則第10条第11項に規定する職務に従事する。		

10 省略	10 省略
11 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第7項並びに第10条第12項及び第13項に規定する職務に従事する。	11 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第7項並びに第10条第13項及び第14項に規定する職務に従事する。
12・13 省略	12・13 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案説明

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（令和8年愛媛県教育委員会規則第 号）を施行することに伴い、及び副参事を廃止するため、これらの訓令の一部を改正しようとするものである。

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の 一部を改正する訓令（案）の概要

1 改正理由

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（令和8年愛媛県教育委員会規則第 号）を施行することに伴い、及び副参事を廃止するため、これらの訓令の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

- (1) 教育事務所に置く職から副参事を削除
- (2) 教育委員会規則の改正に伴う規定整備

3 施行期日

公布の日（令和8年4月1日）